

公募公告

令和8年5月22日
防衛省所管国有財産部局長
東海防衛支局長 瀧本 和彦

下記のとおり公告します。

記

当支局においては、国有地の管理及び事業等に支障のない範囲で、駐車場、車両置場、物置等の設置、資材置場などの一時的な使用について、有償による利用要望者を募集します。

なお、ご要望に関しては以下の点にご留意願います。

- 1 応募される方は、本公告及び「岐阜飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の利用を希望される方へ」、「利用手続きの流れと注意点（別紙1）」、「国有財産使用許可書の内容（別紙2）」（以下、「利用案内」という。）をお読みいただき、各条項をご承知の上、お申し込み下さい。
- 2 この物件の使用については、現状での使用を原則として、堅固な建物、構築物は設置できません。この他にも使用条件がありますので、詳しくは「利用案内」をお読みください。
- 3 応募については、「利用案内」の応募資格をすべて満たす法人又は個人に限ります。なお、応募を受ける期間は、下記の「応募の受付期間」欄に記載しております。
- 4 応募の受け付けは、「国有財産使用許可要望書（様式2）」、「誓約書（様式3-1）」（転貸を目的とし、転貸人が決まっている場合は「誓約書（様式3-2）」も同時に提出してください。）及び「役員名簿（様式4）」を提出していただき、内容審査の上、使用許可申請者を決定します。但し、審査の結果により要件を満たす者が複数となった場合は抽選とします。
- 5 使用許可申請者に決定した場合は、速やかに「国有財産使用許可申請書（様式5）」を提出して下さい。なお、使用許可は関係機関の照会及び財務省協議終了後となりますので、照会・協議の結果、使用許可できない場合もあります。
- 6 この物件の使用にあたり、本公告や「利用案内」の各条項に違背したとき、また、国でこの物件を必要とするときは、許可の取消をする場合があります。
- 7 使用料については、使用許可後、別途送付する納入告知書により一括して支払って下さい。

8 応募の受付は、下記において行います。また、使用可能期間や使用条件等は下記に記載しておりますが、詳細については「利用案内」をご確認ください。

記

○募集物件

	所在地	物件の種別、数量		備考
1	岐阜県各務原市鵜沼朝日町 175-2、175-3、 176-2、177-2	土地	2,910.68㎡	

なお、上記物件のうち一部を使用する場合は利用したい面積及び箇所を国有財産使用許可要望書に明記して下さい。

○ 応募の受付期間は、令和8年5月27日（水）から令和8年6月9日（火）までの土・日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時まで（午前12時から午後1時を除く。）とし、郵送または電子メールの場合は、6月9日（火）午後5時必着とします。

なお、本募集物件に対し複数の応募があり、内容審査の結果、審査要件を満たす者が複数となった場合は、6月10日（水）東海防衛支局において抽選を行います。（詳細は該当する者に連絡します。）

○ 使用可能期間は、許可日から令和13年3月31日までとします。

使用許可期間は、原則として5年以内とします。

公用・公共用として利用の必要のない場合、原則として一度に限り更新が可能です。

使用を終了する場合は、使用許可期間終了時までに原状を回復し、「国有財産返還・原状回復届（様式9）」を提出後、担当官の確認を受けてください。

○ 使用料の額は、許可書発行時に確定します。

○ 使用申請にあたっては、当支局の指示に従い、地元自治会及び隣接地所有者等に説明等を行ってください。

また、使用開始後は、除草や樹木の剪定など適切な管理を行ってください。

○ 本公告にかかる資料の提出先（郵送又は持参（様式2及び4については電子メールでの提出が可能））及び物件に関する照会先

（土・日曜日及び祝日を除く午前9時30分から午後5時まで（午前12時から午後1時を除く。））

東海防衛支局施設補償管理課管理第1係

電話：052-952-8224

メール：y-shiozaki-tk@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp

所在：〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸2丁目2-1

名古屋合同庁舎第1号館

岐阜飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の利用を希望される方へ

東海防衛支局

岐阜飛行場周辺において、防衛省で所有している国有地については、これまで公共を目的とした使用に限って地方公共団体等へ使用許可を行ってきました。

この度、土地の有効活用を図る観点から、買い入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、一定の条件のもと、個人・企業等への使用許可を行うこととしました。

国有地の使用を希望される場合の手続きは、以下のとおりになります。

国有地利用の要望

場所、用途、使用期間等をお聞きます。なお、用途によってはお貸しできない場合があります。国有財産の使用許可であるため、使用料については国で算定された金額になり、また国の事業都合により使用許可の取り消しがあることもご承知おきください。

※**土地利用計画書(様式1)**を提出して下さい。

内容審査

要望事項について、当局で事前審査を行い、使用が可能と判断した場合は、公募を行います。

公募公告

物件、面積、使用可能期間の提示

要望書の提出

- ・公募内容について、要望と合致した場合には**要望書(様式2)**、**誓約書(様式3-1)**及び**役員名簿(様式4)**(変更の都度、随時提出)を提出して下さい。(土地利用計画書(様式1)の提出者も同様の書類を提出の上、公募に参加して下さい。)
- ・転貸する場合、転借人にかかる**誓約書(様式3-2)**及び**役員名簿(様式4)**も提出して下さい。

申請者の決定

要望書内容について審査のうえ許可申請書の申請者を決定します。なお、複数者から要望があり、審査の結果要件を満たす者が複数となった場合は抽選となります。

国有財産使用許可申請書の提出

公募の結果をお知らせしますので、申請者となられた方は**国有財産使用許可申請書(様式5)**を提出して下さい。

警察への照会

暴力団又は暴力団員ではないこと、暴力団又は暴力団員と関係を有していないこと等について、必要に応じ、警察へ照会します。

財務省との協議

- ・使用料及び使用許可開始予定時期については、この時点で申請者へご連絡いたします。但し使用料については、開始時期によって増減があります。
- ・財務省との協議の結果、使用許可できない場合もあります。

使用許可

- ・**国有財産使用許可書(様式6)**の発出後、別途送付する納入告知書により1年分(年度途中の場合は、日割計算)を前納していただきます。
- ・使用許可後に使用物件の転貸を希望する場合は、**国有財産の転貸許可申請書(様式7)**、**誓約書(様式3-2)**及び**役員名簿(様式4)**を提出して下さい。転借人についても、必要に応じ、警察への照会の上、**国有財産の転貸許可書(様式8)**を発出します。

返還・更新再公募

- ・使用許可を終了する場合は、**国有財産原状回復・返還届(様式9)**を提出して下さい。
- ・公用や公共用として利用の必要のない場合、一度に限り更新が可能のため、期間満了の2月前までに**国有財産使用許可申請書(様式5)**を提出して下さい。
- ・更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望がある場合は、**土地利用計画書(様式1)**を提出いただき、再公募により利用者を決定します。
- ・但し、国有地の管理形態が変更となった場合、公用や公共用としての利用の必要性に関係無く、使用許可の取消を行い、更新は行いません。

土地利用計画書の提出から使用許可まで概ね3か月程度

※(様式1)、(様式2)及び(様式4)については電子ファイルでの作成及び電子メールでの提出も可能です。

(様式2)

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
東海防衛支局長 殿

要望者 住所又は
は所在
氏名又は
は名称
担当者
連絡先

国有財産使用許可要望書

「岐阜飛行場周辺地区における国有地(防衛省所管)の使用について」(令和 年 月 日)の募集について、募集要項の各条項を承知の上で、下記のとおり要望します。

記

- 所在地 :
- 区分・数量 : 土地 m²
- 期間 : 許可日 ~ 令和 年 月 日
- 使用目的 :
- 使用計画の概要 :
- 設置する施設 :
- 転貸の予定の有無 : 有 ・ 無
- 計画図

(様式 3-1)

誓約書

私

当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
(破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)
- (2) 会計更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し

くは関与しているとき

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

(1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合又は転借人からその旨の報告を受けた場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

東海防衛支局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

(様式 3-2)

(転借人用)

誓約書

私

当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、転貸を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと。
(破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)
- (2) 会計更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し

くは関与しているとき

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、転貸物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 転貸物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

東海防衛支局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

(様式5)

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長
東海防衛支局長 殿

申請者 住所
氏名 (代表者)

国有財産使用許可申請書

下記のとおり国有財産を使用したく、関係書類を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 口座名：岐阜飛行場周辺地区
(2) 所在：
(3) 区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

2 使用しようとする理由

3 使用計画 (事業計画)

4 使用しようとする期間

自：令和 年 月 日から
至：令和 年 月 日まで

5 転貸しようとする財産等

- (1) 区分及び数量：

区分	種目	数量	備考
土地	敷地	m ²	

- (2) 転借人の住所及び氏名

(3) 転借人の用途

(4) 転貸期間

自：令和 年 月 日から

至：令和 年 月 日まで

5 その他参考となるべき事項
担当者連絡先（納入告知書送付先）

(様式9)

令和 年 月 日

国有財産返還・原状回復届

防衛省所管国有財産部局長
東海防衛支局長 殿

使用者
住所
代表者氏名

令和 年 月 日付け、海防管第 号により国有財産使用許可を受けました下記物件は、令和 年 月 日をもって原状回復のうえ返還いたします。

記

- 所在地 :
- 区分・数量 : 土地 m²
- 上記物件使用開始の許可番号及び年月日 :
- 返還理由 :
- 添付書類 : 使用許可物件平面図及び位置図、原状回復前後の写真

上記立ち会いの結果、原状回復について確認しました。

令和 年 月 日

確認者

東海防衛支局 施設補償管理課